

地理空間情報活用推進基本法第2条第3項に基づき定める国土交通省令
及び同法第16条第1項に基づき定める技術上の基準に関する意見募集について

(本件連絡先)
国土交通省国土地理院企画部
地理空間情報企画室
メールアドレス nsdi-pc@gsi.go.jp
電話 029-864-1111 (内線 3451)

国土交通省では、第166回国会において成立した地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の規定により、基盤地図情報の項目、基盤地図情報が満たすべき基準及び基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めるため、それぞれ省令、告示の策定を予定しています。

このため、広く国民の皆様から、下記の通り、本省令案等の概要に対する御意見を募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨、御了解願います。

記

1. 意見募集対象

○地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する国土交通省令（案）【PDF形式】

○地理空間情報活用推進基本法第十六条第1項に定める技術上の基準（案）【PDF形式】

2. 意見募集要領

意見は、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号を御記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付してください。

なお、FAX又は郵送により送付いただく場合は、別紙意見提出様式を御利用ください。

(1) FAX

FAX番号 029-864-1658

国土交通省国土地理院企画部地理空間情報企画室 意見募集担当あて

(2) 郵送

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院企画部地理空間情報企画室 意見募集担当あて

(3) 電子メール

メールアドレス nsdi-pc@gsi.go.jp

国土交通省国土地理院企画部地理空間情報企画室 意見募集担当あて

*メールの題名は「地理空間情報活用推進基本法第2条第3項に基づき定める国土交通省令に対する意見」又は「地理空間情報活用推進基本法第16条第1項に基づき

定める技術上の基準に対する意見」と御記入ください。

*意見の内容は、テキスト形式としてください。

3. 意見募集期間

平成19年7月13日（金）から平成19年8月11日（土）まで

4. その他

- 意見提出に際してお聞きした個人情報の取り扱いには十分注意し、頂いた意見の整理のみに利用させていただきます。
- 頂いた御意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）
- 電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

